

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」について

福祉課福祉介護係

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対し、臨時的な措置として給付金を支給します。(対象となる世帯につき10万円)

コロナ禍において、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給出来ていない世帯に対して、運用の改善を図り給付を行うもの。

■支給対象世帯（支給済み世帯除く）

①世帯全員の令和3年度分又は令和4年度分住民税均等割が非課税である世帯
(住民税非課税世帯)

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員の年収見込額が住民税非課税世帯となる水準以下である世帯。(令和4年1月以降家計急変世帯)

例) 単身93万円 配偶者 or 扶養親族1名137.8万円、2名168万円

※上記いずれも、住民税均等割が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯は対象となりません。

※基準日は以下のとおり

(基準日1) 令和3年度住民税非課税世帯(令和3年12月10日)

(基準日2) 令和4年度住民税非課税世帯(令和4年6月1日)

■支給に係る手続等について

①令和4年6月1日(基準日2)時点で住民登録があり、世帯全員が非課税であることが確認できる世帯

→「支給要件確認書」を送付しますので内容を確認のうえ、返信用封筒にて返送して下さい。(返送期日・発行の日より3ヶ月以内)

※令和3年度住民税非課税世帯へは、既に「支給要件確認書」を送付済みの為、再度送付はありません。

②令和3年12月11日(基準日1以降)～令和4年6月1日(基準日2)の期間に転入されている世帯には申請書類を送付しますので、支給対象世帯の方は申請書に必要な事項を記載し添付書類と一緒に返送して下さい。(申請期限・令和4年9月30日)

③上記支給対象世帯の②に該当する世帯。(家計急変世帯)

→申請が必要です。申請書に必要な事項を記載し添付書類と一緒に提出して下さい。

窓口持参・郵送可。申請書類については、町ホームページ(ダウンロード可)及び鬼脇支所・福祉介護係の窓口からお取り寄せ下さい。(申請期限・令和4年9月30日)

■支給方法

●原則として口座への振り込みとなりますが、金融機関に口座を開設していない場合や金融機関から著しく離れた場所へ居住している場合は、福祉介護係窓口での現金支給とします。

※上記いずれの場合も、支給要件確認書及び各申請書類を受理した日から25日以内の給付を予定しています。

■問い合わせ先

町ホームページ



●利尻富士町役場 福祉課福祉介護係(非課税世帯等給付金担当) TEL0163-82-1113

～療法士・看護師・介護福祉士の資格をお持ちの方や介護職員初任者研修を受講修了された方、調理助手や施設の清掃員などとして働ける方へ～

スタッフ 募集中です！

利尻島老人保健施設では、一緒に働いていただけるスタッフを募集しています。提出書類を郵送又はご持参下さい。
ご応募お待ちしております。

- ・ 募集人員 理学療法士又は作業療法士 1名 (正職員)
看護師又は准看護師 若干名 (正職員)
介護職員 (介護福祉士等) 若干名 (正職員)
臨時調理員・臨時介助員 各1名 (臨時職員)
- ・ 勤務場所 利尻島老人保健施設 (鬼脇字金崎)
- ・ 勤務内容 各業種によります。お気軽にお問い合わせ下さい。
- ・ 給料 利尻富士町職員給与条例等による
- ・ 採用年月日 随時
- ・ 提出書類 履歴書・健康診断書・資格免許等の写
- ・ 採用決定 委細面談による
- ・ 連絡先 利尻島老人保健施設 (電話：0163-89-3216)
- ・ 郵送先 〒097-0211 北海道利尻郡利尻富士町鬼脇字金崎 332 番地



上記の他、年齢・性別を問わず各職種でパートスタッフも募集しています。
資格は無いけれども...。夏(冬)場だけの期間雇用...。
午前(午後)だけ、2～3時間だけの時間雇用...など
一緒にお手伝いしていただける方大歓迎です。
通勤(冬期の運転)が苦手...等の際の送迎も相談に応じますので
お気軽にお問い合わせください。

燃料油価格変動調整金 (バンカーサーチャージ) の導入について

ハートランドフェリー株式会社

昨今の原油価格上昇による船舶燃料油価格の高騰に伴い、7月1日のフェリー乗船分より、燃料油価格上昇分の一部を運賃へ上乗せする「燃料油価格変動調整金 (バンカーサーチャージ)」を導入いたします。

今後の健全な航路運営と運航体制の堅持にあたり、本調整金の導入にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

<主な部分>

稚内～鷺泊間

- ・ 旅客運賃 2等大人 現行：2,550円 ⇒ 上昇後：2,770円 (+220円)
- ・ 車両運賃 5m未満 現行：21,260円 ⇒ 上昇後：22,210円 (+950円)

その他、詳しい内容については、ハートランドフェリーのホームページか鷺泊駅へお問い合わせください。

- ※1 2等運賃については「離島住民割引運賃」が適用されておりますが、現在住民負担の割合について北海道が調整しておりますので、住民負担額については、次回6月29日発行のお知らせ利尻富士へ掲載いたします。
- ※2 この度の上昇分については、7月1日から9月30日まで(3ヶ月間)の価格設定であり「第2ステージ」の上昇額となっております。
今後、3ヶ月ごとに運賃ステージが見直されることとなりますので、その都度お知らせいたします。

温泉プール「湯泳館」にて、稚内の健幸サポート happy moon から門間奈月先生にお越しいただき、下記のとおり【水中運動教室】を実施いたします。ご興味のある方はぜひご参加下さい！

～6月の実施予定日～

日付	曜日	事業名	時間	水深
28日	火	水中運動教室	14:00～15:00	1.1m

【水中運動教室について】

水中運動は、陸上で行う運動とは違い、浮力や水圧といった力を受けながら運動するため、身体に負担をかけることなく、効率よく鍛えることができます。

また、陸上よりも軽い運動で効率的にカロリーの消費が可能で、動きのスピードや大きさに合わせて自由に調節しながら運動することができるので、みなさまぜひご参加ください！

*年齢制限等はありませんのでどなたでもご参加いただけます。

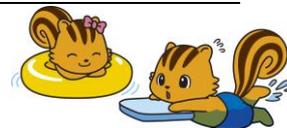
*疾病原病歴で、医師からの禁忌事項や、生活もしくは入浴・運動の制限がある方は医師や保健師さんに相談の上判断してください。

*参加料は無料です。(※プールの入館料はかかります。大人〔町民〕：200円)

【水中運動の効果】

- ・腰痛、膝痛の軽減・代謝アップ・動脈硬化予防・心肺機能向上・血行促進・むくみ解消
- ・カロリー消費・脂肪燃焼・筋肉量増加 etc…

利用に関するお問い合わせは、産業振興課商工観光係まで…TEL 0163-82-1114



沼浦休憩舎のテナント募集について

次のとおり沼浦休憩舎のテナントを募集いたします。

○テナント数 1件

○テナント期間 4月1日～3月31日（本年度は入居決定後からとなります。）

○テナント料金 年額146,660円

(本年度は月割した料金となります。また光熱水費等はテナント料に含まれておりません。)

- 申込み資格
- ①公租公課に滞納がなく、使用料を確実に支払うことができるもの
 - ②地域振興や地域活性化に意欲のあるもの
 - ③町内に住所を有するもの又は転入見込みのもの
 - ④園地内の景観に配慮し、公共性を阻害する行為を行わないもの

○申込み締切 令和4年7月5日（火）

○申込方法 所定の申込書により産業振興課商工観光係へ提出願います。

○その他 申込者が複数いる場合は、面接により入居者を決定します。

入居に係る詳細については協議のうえ決定いたします。

問い合わせは商工観光係（Tel82-1114）までお願いします。

次のとおり鷺泊港フェリーターミナル 2 階の飲食店使用者を募集いたします。

- 飲食店数 1件
- 飲食店面積 77.18㎡（店舗部 72.18㎡、共用物置 5㎡）
- テナント期間 4月1日～3月31日（本年度は入居決定後からとなります。）
- テナント料金 月額 37,663 円（光熱水費等はテナント料に含まれておりません。）
- 申込み資格
 - ①公租公課に滞納がなく、使用料を確実に支払うことができるもの
 - ②地域振興や地域活性化に意欲のあるもの
 - ③町内に住所を有するもの又は転入見込みのもの
 - ④旅客施設機能及び景観に配慮し、公共性を阻害する行為を行わないもの
- 申込み締切 令和4年7月5日（火）
- 申込方法 所定の申込書により産業振興課水産港政係へ提出願います。
- その他 申込者が複数いる場合は、面接により入居者を決定します。
入居に係る詳細については協議のうえ決定いたします。
問い合わせは水産港政係（Tel82-1350）までお願いします。

遊漁に関するルールとマナーのお願い

遊漁をされる方は、「北海道漁業調整規則」に定められたルールやマナーを守って、楽しい遊漁となるよう、よろしく願います。

- ①『ひっかけ釣り』・『たも網(40cm 以上)』の使用は違法行為です。
絶対に行わないよう願います。なお、遊漁者が行える漁具・漁法は以下のとおりです。
 - 1、竿釣り（トローリング・ヘラ曳き・ひっかけは禁止）
 - 2、たも網（網口及び網の長さの最長部が 40cm 未満に限る）
 - 3、徒手による採捕
- ②夜間に港湾や漁港などでの遊漁は大変危険です！
釣りをするときはライフジャケットを必ず着用しましょう。
- ③漁船への無断立入は行わないでください！
係留中の漁船に承諾なしに立ち入ることは漁業活動の妨げになります。
- ④ゴミ等は必ず持ち帰るようにしてください！
漁港・港湾や海岸を汚さないよう、ゴミは必ず持ち帰って処分しましょう。



